琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　軍用地問題（プライス報告を含む）第四巻

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2019-02-15
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43871

1.17
朝日朝刊

沖縄問題 米極東軍の発表

全文

ニューヨークの国際人権連盟議長ロッジャー・N・ボールドウィン氏の要請で、自由人権協会がとりあげた沖縄人権問題について、米極東軍司令部渉外部は十六日午後、次のような発表をした。

一月十三日付の一日本新聞に掲載された記事のため、極東軍司令部は沖縄の土地問題とこれに関連する問題の米国政府について、各新聞通信社から質問を受けた。最初の報道は日本の自由人権協会が国際人権連盟議長ロッジャー・N・ボールドウィン氏の要請で十カ月間にわたる『調査』を行い、報告書を作成したと述べている。この研究期間に『調査員』は沖縄を訪れていないので、この徹底的調査なるものがどんなものであるか当司令部は知らない。新聞報道によると、自由人権協会理事長もこの事実を認めており、米琉球軍司令部もそれを確認している。

当司令部は『報告』を見ていないので、それについて直接論評することもできず、新聞で報道されるまで、そんな報告があることも知らなかった。当司令部は新聞に記事が掲載される数時間、十カ月間も自由人権協会が持っていたボールドウィン氏の手紙について論評を求められた。このように広い内容の事柄について、報告を書いた人たちが知らないのか、または故意に無視した事実をとりあげないことには論評できない。

人の噂、うわさ、間違った情報、偏見などに基いた沖縄の報道体制に珍しいことではない。昨年十二月三十、三十一両日に、不思議にも同じような根拠のない論説を協会した同じわたる記事が日本共産党の機関紙「アカハタ」に出た。自由人権協会は十カ月間も考えていた。思われる問題について当司令部に対して何も連絡していないので、当司令部はいまのところ新聞報道に現れた理解を解くよりほかに方法はない。

◇土地評価と補償

共産侵略の脅威に対して、アジアの自由諸国を護るための基地建設に関連して、沖縄の米軍が使っている土地の評価と適正な補償額決定の問題は重大な難しい問題である。終戦で米軍が琉球列島の統治を引継いだ当時、沖縄はほとんど完全な破壊状態にあった。戦時中、日本政府は国内人を徴用の多い島の南半分から、比較的軽微の多い北の方へと疎開に移した。

官庁の建物はほとんど焼され、沖縄の土地所有者の居住も全部なくなっていた。

米軍が使用する土地の借賃算定は、すなわち沖縄人に管理される協定の基礎である。地元当局によるこれら土地賃貸記録の再提出を九五一年まで延ばしながら、米政府当局は、琉球人の土地所有主が自己の土地所有の正当な補償を受ける権利を、これが実施に必要な立法機関を沖縄人土地所有者に臨時するため利用できる委員会や、規則、制限を設けた。

◇二つの土地評価

これに関連して土地評価の二つの主要な計画が始められた。第一の計画は一九五〇年に実施され、当時米軍に使用された沖縄人の土地は、日本勧業銀行による評価も含まれていた。同銀行の事業は琉球人の不動産評価に関して日本政府から直接依頼されたことがあった。勧業銀行による問題の不動産の全評価は約二千万ドルである。この評価の正確性について批判が行われ、その結果、一九五一年引続いて米陸軍工兵隊により二回目の評価が行われた。

再評価された価格は勧業銀行が決定した価格を約七〇%上回るので全評価額は約千七百万ドルに達した。現在琉球人地主に支払われている地代は、この再評価された価格の六%であり、米国の農地に対する地代と匹敵するものである。米軍により土地を徴発された地主は、地代の金額として右地代の二〇%を受けてもよいし、また地代値上げのための土地徴発委員会へ提訴するまで、既得権を留保されることなく五%を受けることもできる。この委員会は土地価額を最終的に決定する機関として出来たものである。右の如く決定された現在の地代は年五円に対して支払われており、これは自己円、と区別しなければならぬ。『円』の現行交換レートは一ドル三百二十円である。

土地徴発賃貸委員会に対する地主のグループの提訴については、法の正当な手続上の裁判により地主が遅延した徴発土の出席の下に聞き合った。現地部の新聞は数ヶ月の担当者の双方の見地から正当と考えられる得る地代を最終的に決定することが同委員会の責任であろう。

沖縄人および米国の担当者は、沖縄の金耕地面積の四一%を米軍がとりあげたというのは正しくない。約三%である。その上、耕地の損失者、提訴八重山の土地の一万三千エーカー（千五百七十五ヘクタール）の開墾によって耕地米作が行われた。同記事はまた、沖縄人土地所有者によって続けて耕作されていることを見逃している。結局、も早や必要でなくなった土地は、絶えず使用解除されているのである。

民政長官ならびに琉球政府は勧業銀行による土地所有者の必要条件を満足させるよう土地所有間の解決を図るため、金銭的な努力を払っている。

ワシントンで行われた協議に関し、有の論文の中で言及されている計画は、土地所有者が新しい生産に対し土地価の金額を払いきれるよう呼感されたものである。しかしながら、民政府は沖縄人が自己の土地に対し強い愛着を抱いていることを忘れないことの結果として、国権に直面している。また土地所有者は米国が沖縄の自国用地における地価より約四五%高い価格を基礎として徴収料を払っているとも問わず、非現実的な高価格を要求している。

◇地主たちの状態

「沖縄人が抗議をすれば、共産主義呼ばわりされるといわれていることについては、これがいかなる筋から出たものにせよ、そのような主張は真相をはなはだしく誇張したものであることを指摘したい。既に、土地を失った地主たちの困窮状況は、沖縄の共産分子により うまく利用されていることは確実であり、それはこれ以外の共産主義者が、わい曲され、利用されているのと同様である。しかしながら、さまざまの論調をもった左翼に自国左沖縄の新聞には、今回の問題を論じ、高い価値料の要求のみならず、賃貸、拒否を論拠に表明している記事が多数している。地主たちのため、正義を擁護するために、あらゆる努力をつくした琉球政府は合同土地委員会の設置を勧告した。この委員会は各市町村長と副長官からなる琉球勧告委員会をも与えた土地問題政府は合同長官である。

◇労働者の賃金

さらに同記事は、民政府は沖縄人労働者と米人、フィリピン人、日本人労働者に対し賃金差を非難している。現行の相違をすべて差別待遇として非難し去るのは基本的な誤りである。それには二つの基本的な理由がある。

一、多数の外国人労働者はその特殊技能により要求されているのであって、その技術は琉球人労働者から得られないことがしばしばある。

二、賃金は労働者の出身国の比較的な経済水準に基き支払わるべきである。

従って日本人労働者は、自国における同様の任務に対し受ける賃金と同じものを支払われている。このような組織をもってしなければ外国人労働者を沖縄にひきつけることは不可能となろう。それぞれ賃金差は他と比較し、競争すべきものではない。沖縄に対する基本給は同地の歴史上最高のものである。

◇沖縄人民党問題

最初「アカハタ」が行った「米国の沖縄における土地政策は、土地を奪われた地主たちを悲惨な状態におとしいれるに違った」という言葉の非難、やとり根拠の新聞記事で打ち返えされた同様の非難は、事実と符合しない。在日朝鮮留年によって、数千人の日本人が居住している日本と多く同様に、沖縄の米軍とその土地業者は、自治者の約八〇%に対し、正当にして有利な仕事を真実に提供している。かくして就職の機会が得られた結果、小島特に奄美から沖縄へ琉球人が流入するに至った。

同記事は、ハヤシ、ハダケ両氏（奄美人）の温故、沖縄人民党に対する待遇につき、民政府は市民（沖縄人）の権利を侵したと非難している。右両氏は沖縄人民党を破壊活動を行ったため退去命令を受けたのであり、沖縄人民党の顧問、スローガン、宣伝技術は、全世界共産党が使用しているところのものと酷似している。日本共産党創立三十一周年記念日に当っては、沖縄新聞の報道によると、沖縄人民党はこれに琉球を送り、日本共産党は「世界で最も優秀な産党の一つ」であり、心からなる敬意を「共産主義の偉業のために犠牲となって亡くなった先輩同志」に表するとともに「われわれのあらゆる努力は、多くの他の人々を激励しつつ同じ目的のためにささげられるであろう」と沖縄人民党は述べている。

琉球政府の立法部の中に、沖縄人民党を共産党として非合法化するための手段をとり、特別調査委員会を設置するため、特別調査委員会を設置するため、一九五四年十一月に琉球政府立法部の使節団は日本を訪れ、その使命の一つとして共産主義反抗策を研究した。同使節に参加した立法官の一人ヤマ氏は沖縄に帰るや、破壊活動防止法制定の必要を強調し、同氏の日本における視察を基礎としてこう述べた。

「沖縄人民党はアカハタを通じて日本共産党と共謀しており、沖縄人民党の闘争振りには、日共との親近点が非常に多い」

◇人民党員の裁判

記事が言及している裁判については、四十三名のうち大半が沖縄人民党員であり、その中にはセナガ委員長も含まれているが、彼等は逃亡犯人に関し証するようにしかし、あるいは破壊活動のパンフレットを配った疑嫌で起訴されたものである。二十五名は証拠不十分で不起訴となった。起訴された残り十八名については、四名は沖縄の弁護士が当ることになった。十四名は日本から弁護士を呼び、十四名は日本から弁護士が、十四名は日本から弁護士を呼びたいという口実で審問を延ばす理由延そうとした。これが実現しなかったと後悔は、裁判で弁護士を付けてもらう風習があるけれども、沖縄の弁護士法制発だ、と言明した。ハダケ自身もきっぱりと沖縄人の弁護士を指絶した。セナガは明日左証拠に基き偽証罪で起訴され、二年の禁固の判決言渡しを受けた。

◇米民政庁の政策

日本の各新聞紙上に掲載されたいくつかの記事に述べられているように、対日平和条約第二条は、米国に対して琉球諸島における行政、立法および司法上の権力の全部を行使する権利を与えている。従って琉球諸米民政庁は同諸島の統治の責に任ずるものである。この義務を遂行するため、同民政庁は自立経済の確立と日本と比肩される生活水準の維持を目指す政策を採ってきた。

一九四六年以来、米国は対琉球諸島経済援助費として約一億ドルを支出した。この経済援助費は主として食糧、材木、セメント、石油製品、肥料、機械設備その他多くの品目の輸入費に使われた。またこれら米国の基金は琉球諸島内の経済に使うため、道路建設、発電所、灌漑復旧その他目下、原住民の健康および医療水準を向上させるため琉球諸島政府の援助に貢献している。その上、長期の復興計画が進行中である。例えば耕地用の土地をもっと多く得るために埋築を構築するため、増収ならびに耕地拡張のためのガンガイ計画、農業発展に関連する排水事業等がこれである。現在、適切な教育計画を与えるため大幅な学校建築計画が着々進行中である。

前述の遠大な計画の結果、琉球人民は着々と輸出の発展の道を歩みつつある。が貿易外収入が今後も彼等の主要外貨収入源となるであろう。

当司令部としては、目下のところ、琉球が一九四五年以後とげた発展を自国人権協会の調査員たちが認めたかどうか、あるいはそれが同協会の報告に反映されているかどうかは知らない。もし事実がそうでないとすれば、右の調査員たちは、琉球の米民政官が実行した民政活動報告のデータを検討すべきであったであろう。もし上記の事実が当時は、右の調査局が一九四五年の終戦以来に成しえた驚くべかしい記録に調査員たちは感銘し、その報告はこれを反映させていたろうと思われる。

昭和29年3月12日毎日新聞

解決の鍵は"土地の評價"

社説

[illegible]

[illegible]

[illegible]

昭和27年3月25日 神戸クリヤ

「土地買上げ」ではない
無期限使用料の金額支拂い
きのう、ブ民政官が記者團に言明

二十四日午後三時から民政府会議室にはブラムリー准將、比嘉主席、ペターソン大佐、ガンドリング少佐等が出席して、さきに発表された軍用地買上げの問題や政府機構審議会の設立などについて記者団会見を行った。土地買上げの問題に関してブラムリー准將は「この問題については色々な誤りがある。解釈の誤りかわかりからないが全新聞の報道がまちまちである。これはさる二月にオクデン副長官等米国陸軍省を訪れたと言伝りした問題であるが、この報告は四万五千エーカーの軍用地を負担するというのではなく、一時に支払うというのであり、土地の所有権は依然として地主にある。この報告に対しては八月民政長官も企画部に賛成しており陸軍省もこの案を議会に提出する旨確約している。オクデン少將はこれを陸軍省に勧告する以前に昨年夏設立された土地審査会の意見を充分参酌している。」と説明したがさらに次のような一問一答があった。

ブラムリー民政官

問―オクデン少將の勧告は無期限土地使用料として支払うべき金額を含んでいるのか。

ブ准將―含んでいるが、その金額の算定についての問題は米国の議会の検討を経なければ発表出来ない。しかしその額が地主達の更生に充分な資金を供給し得るようなことは間違いない。

問―この処置が適用される範囲は軍用地全体に及ぶか、又すでに開放された土地にはどうか。

ブ准將―軍用地は無期限使用料は強制、強収又は勝行場敷地等を始め永久的な使用を予想され、返還しても取替え前と殆どにあまりどこの国難な部分がまだとよく永久的な軍事施設があるのではなくて再び軍によって軍用されている部分、訓練場など一時的な目的によって使用されている土地、及び飛行場のたっている土地の如く軍の使用にかゝわりながら地主によつて利用されている部分などがあり議会において検討されるだろう。さきに発表された四万五千エーカーの中に含まれる土地は大略以上のような分類される。但し前述のような第四項の場合は無期限使用料の支払いはなされない筈であり、地代の決定には勿論使用以前の土地の状態並びに分析を考慮される。才少將の勧告の意図は結局地主が土地を使用り提供いたことに対する代償を支払うことである。

問―この処置を差別しない地主に対しては、

ブ准將―米国内において軍事的必要性に近く土地使用は強制的に要求する。地主が強制しない場合でも米国内に存する国際慣例によって使用される。又

比嘉主席

比嘉主席談―本日（二十四日）ブラムリー准將は軍用地問題に関して記者会見をし、私も立会ったが明朗な発表をしてもいつたことを感謝地代を一ぺんに支払つて農民の生業資金に充したいとの考え方であつて、このような軍の親心に感謝したい。たゞ問題は地代の評価であるが、これについてはブラムリー民政官は地主が満足する土地代の決定を考慮されており、明るい期待をもつている。とにかく軍の考え方はどうであれ土地を軍用地代の決定に対して困つている地主に生業資金を与えるかという点であり、その点住民もよく分御解し、このような軍と住民間は軍官民一体となつて円満解決をはかつていきたいと思つており、軍に対する住民の総協力態勢を期待してやまない。

八重山移民は別個の問題だ

すでに開放された土地には適用されないだろう。

問―三千五百家族の地主たちが八重山に移住せしめるというが。

ブ准將―八重山への移民政策は別個に実施されており、土地使用料の問題とは別個にやる筈である。

生業資金考慮に感謝

そこに実施されており、土地使用料の問題とは別個にやる筈である。またこれらの地主に対しても他の確に対しても移住を強制することは決して強ない

問―オ少將の勧告は今次の議会に提案されるか、またこれに対する議会の態度はどうか。

ブ准將―陸軍省では恐らく本年度の議会に提出するだろう、議会はこの夏の中頃まで続く、さきの陸米協しが議員団の意図から推して議会は才少將の勧告に賛成するのと思う。なおこの問題について同日の会見に列席した比嘉主席は次のように述べている

未納分

15-991.90/kg

1-98.89/kg

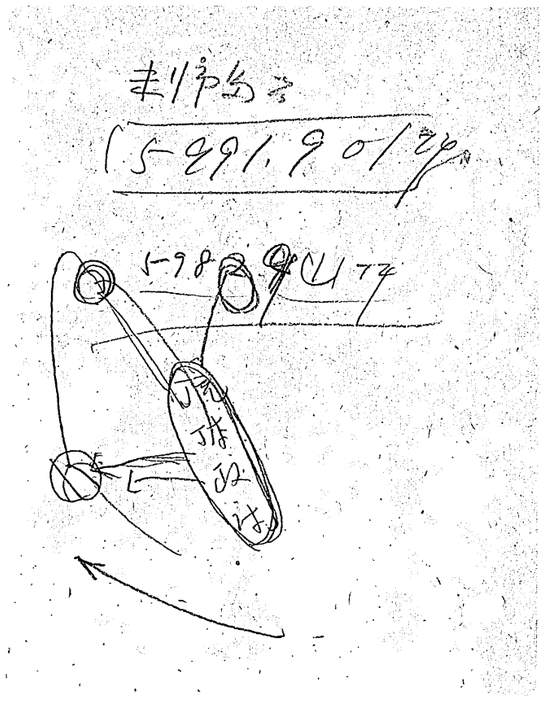

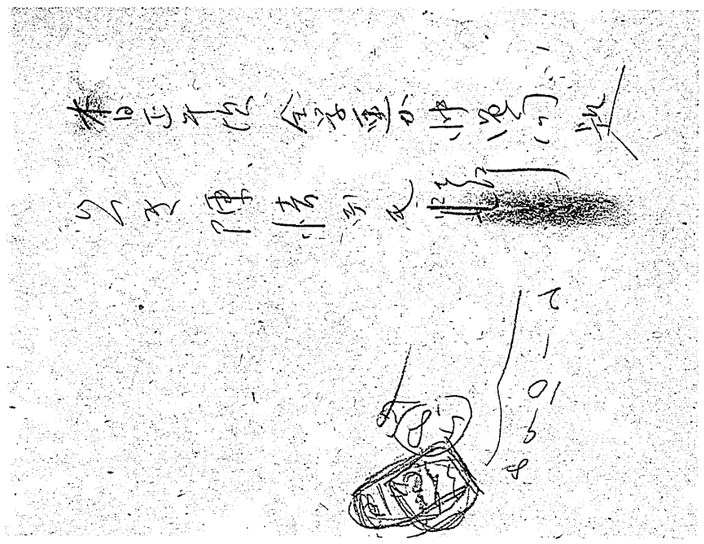

昭和二十九年三月二十五日
琉球新報掲載

軍用地問題を説明

ブ准將記者團と会見

所有權は地主に

無期限使用料を全額一時拂い

新方策今夏米議会通過せん

ブラムリー高等弁務官は二十四日午後三時から民政府会議室で記者会見をおこない、さきに発表した米使用地の地料問題について説明を加え記者側の質問に答えた。この日の会見でアメリカ民政府の意図する米用地問題解決の方策は地料の全額を一時に支払うが所有権は地主に残すとの無期限使用料（地料の全額）支払の方法を採るというもので今期米国議会に提案すべく陸軍省と連絡しており、今年の夏の中ごろまでには、その線で通過する可能性が強いとが明らかにされた。さらに、この無期限使用料の支払は半恒久使用と一時的使用の別なく現在米軍が使用している四万五千エーカー（約二万九千町歩）全部に適用される予定である。

ブラムリー高等弁務官は、まず、これら資料の提出や土地に関する問題が起って来るかもしれないとの前置きの要旨が後会を通じた場合は、十八日民政府で発表した国会、ニューヨーク、しい専門家からの意見を参考し陸軍省から説明を聞いたとの報道については現在民政府の意図する米用地問題ユース通信社ワシントン十五日発の情報に基く米使用地料問題について、今年二月米本国に渡った機会に、ワシントンの陸軍省と米用地料の支払について通告した、副長官の帰国後、三月十五日に陸軍省土地取用に当って所有権の取扱い問題が行われていることを指摘して、同問題のいきさつ、民政府で説明会を行うことを決定したとの報道、その一は地料を支払うに当って所有権を残る長官の意図する所を次のように説明した

ニオグデン副長官は昨年末に米使用地問題に関する新問題として、今年土地取用の問題が出たときは、民政長官もの支持をしているもう二つは地料の全額を支払って所有権も残る。その一は地主に残るそして今の現在米国議会に提案されるのは賃金、現在、米陸軍省の態度は地主に有利な無期限使用料を支払い所有権は地主に残る方法で収用するとの条件で議会を通過させたいとの意向が強い

たが為は、この問題について最後に米国議会で行われるこ

議會への予算要求は

地主の補償に充分な額

会で納得して決るので通過間に必要発表は禁ぜられているが、しかし、米軍は地主に対して損害賠償に関する土地＝所有権は地主に残る方法で収用するとの条件で議会を通過させたいとの意向が強い

【問】米使用地の全部とその無期限使用料を支払うのか

【答】（バターソン大佐）米使用地を次の四種類に分ける

一、永久的使用土地＝滑走路、永久建築物敷地、飛行場およびその施設用地＝地主に対しては永久の設用を要する土地

二、半永久的使用土地＝余り一の施設はないが米軍が使つておりアメリカが前の土地と同じ地代を払う土地

三、一時的使用土地＝演習用地などとされる米軍が訓練に使うので日の政府機構について、その制度

ブラムリー高等弁務官は記者側からの質問に答えて近く発足する琉球政府機構審議委員会の内容につ

▽委員会設置の目的、設立後解散

▽委員会の構成

▽委員会に必要な事務員を設く

▽委員会の運営内容については別

▽委員会の議決は民政府負担とす

琉球政府とは無関係

機構審議委の性格も説明

比較主席＝ブラムリー民政官と主席は二月末日で発令の予定の琉球政府機構審議委員会の内容について語がある直ちに記者会見をやることになった

米当局が所有権は今ふれないで生活資金として、まとまった地代をとつて支払おうとの親心に感謝の意を表するが、地主の心の中に住宅とくに軍用地に屋敷地をとられた農民に対する好意的な措置である

問題は地代をとられた農民が新しく開墾するか買足せる地代が獲得できると期待しているとの明るい報道をしてくれたことに感謝している

米がこのような親心を示しているから、この機会に米官民の協力体勢を一層強化して住民福祉の増進に協力したい

住民へ好意的措置

比嘉主席・軍へ感謝

▽委員の任期はない

▽委員会は諮問に答えるだけでなく委員会自体の意見や住民の苦情について進言できる

▽委員の任期、委員長には諮問久間重氏を任命する。委員は四月上旬までには決定して任命する

▽委員会は諮問に答えるだけでなく委員会自体の意見や住民の苦情について進言できる

▽委員の任期、委員長には諮問久間重氏を任命する。委員は四月上旬までには決定して任命する

▽委員会は諮問に答えるだけでなく委員会自体の意見や住民の苦情について進言できる

【答】地料の額や使用方法は議

犯使用地の無期限使用料支払問題についての質疑応答

【問】所有権は地主に残る方法で収用とはどう

【答】例えば元一九カ年間の租借というのがあるが、期限が決められないから賃料を支払うのでなく地料の全額を一時に使用料として支払う、つまり地料に当る金額を使用料として支払うが、買上げるのではなく長期間の使用に対する金額を支払うたということになる

【問】陸軍省へ進言する「地主委の意見をきいたか

【答】土地委やあらゆる土地の専門家の意見をきいた外、副長官自身も視察して地主や住民とも懇談した

【問】地料はいくら支払うということも具体的に与えとして提出してあるか

【答】

議會への予算要求は

地主の補償に充分な額

【問】地主が決定をみた地料額に同意しない場合はどうするか

【答】現在、米軍がある程度の土地を使用しているのは軍事的必要による

【問】議会を通過する時期の見通

【答】国際ニュース通信の報道は公式的な場合は米軍が地主に賃貸しているが、米軍が地主に賃貸しているのは、必要な土地は徴用して適当な金額を支払うと布告、布令によって収用することになる、私たちは待っているのだ

【問】地主五万名と八重山移民三千五百名との関係は？

【答】政府の五四年度予算で移民用料支払すみ又は手続中の所には未払分は支払わない

【問】開放すみの土地で復旧不能又は困難な土地に対する補償も含まれるか？

【答】既に使用していない所で使用料支払すみ又は手続中の所には未払分は支払わない

地主人にも相当し八重山移民をすすめるが本人の自由意思によるもの強制移住はやらない

【問】開放すみの土地で復旧不能又は困難な土地に対する補償も含まれるか？

【答】既に使用していない所で使用料支払すみ又は手続中の所には未払分は支払わない

【問】賃料を支払うのは軍事的必要による

【答】国際ニュース通信の報道は公式的な場合は米軍が地主に賃貸しているが、米軍が地主に賃貸しているのは、必要な土地は徴用して適当な金額を支払うと布告、布令によって収用することになる、私たちは待っているのだ

【問】地主五万名と八重山移民三千五百名との関係は？

【答】政府の五四年度予算で移民用料支払すみ又は手続中の所には未払分は支払わない

【問】開放すみの土地で復旧不能又は困難な土地に対する補償も含まれるか？

【答】既に使用していない所で使用料支払すみ又は手続中の所には未払分は支払わない

昭和27年9月2日 沖縄タイムス

有題無題

▼政府は二十一日の閣議で外務省の設置法案を決定した。これは対日講和条約の発効に伴い、外務省の所管事務を遂行するためのもの。▼外務省の設置は、戦後の国際社会における日本の地位を考えれば、当然の措置である。▼ただ、問題は、その人的構成である。▼戦前の外務省は、いわゆる「外務官僚」の牙城であった。▼彼らは、国際情勢の変化に対応する柔軟性を欠き、ときに国内の世論とは無関係な外交を展開した。▼今、再び同じ轍を踏むことがあってはならない。▼外務省は、国民の代表である国会に対して、その活動を説明する義務を負う。▼秘密外交の温床となる閉鎖的な組織であってはならない。▼国会は、外務省の予算を審議する際、その人的構成についても、厳しくチェックすべきである。▼また、外務省の職員は、国家公務員であるとともに、国民の公僕であることを、自覚しなければならない。▼特に、在外公館の職員は、現地の人々と接する機会が多く、日本の顔としての役割を担っている。▼その選考は、単に語学力や外交官試験の成績だけでなく、人格、識見、国際感覚を総合的に判断すべきである。▼また、在外公館の職員に対する、研修の充実も、急務である。▼語学力だけでは、真の国際人は育たない。▼歴史、文化、宗教、哲学、芸術、スポーツ、あらゆる分野での、相互理解と、信頼関係の構築が、必要である。▼外務省は、国内の、あらゆる分野の専門家を、必要に応じて、活用すべきである

社説

軍用土地の買上げ問題

[illegible]

[illegible]

軍使用地買上げで

住民側に三つの見解

沖縄の土地四万五千エーカーを買上げるため目下賃金調査調査を展開しているとのワシントン情報は、沖縄の地主は勿論、政界にも大きく反響をよんでいる、未だ詳細な発表がないので、具体的にどうという対策はたてられていないが、詳細の発表をまつて一波乱が予想される。

この情報を聞いた住民側の反應は

一、軍用地問題解決は一歩前進した（將來は地主に返還されるものとして）

二、馬鹿げたことで話にならぬ、

三、貸すのは良いとして売るのはいやだ。

以上三つに大別されるようだ。統治権は米国が握っているにしろ、潜在主權は日本にあると云われ、日本領土の一部として売買が可能かどうか、法的にも多くの疑問があるようで今後の成行きは注目されている。

各政党とも反對表明

超党派的な解決予想

この問題について比較的見られる通り軍使用行政主席は十八日談話「地問題については各党を発表〃使用地料を一時に支拂つて地主の生活の安定を期そうとの意向であり、買上げの形をとるものであるが、軍用地問題解決は一歩前進した（將來は地主に返還されるものとして）

二、馬鹿げたことで話にならぬ、

三、貸すのは良いとして売るのはいやだ。

以上三つに大別されるようだ。統治権は米国が握っているにしろ、潜在主權は日本にあると云われ、日本領土の一部として売買が可能かどうか、法的にも多くの疑問があるようで今後の成行きは注目されている。

の網はそれだけである

基地が大部分の人々の表情

賣ること考えぬ

不安と戰く嘉手納村

△村の全面積の九十一目立つた動きは見られない。集りはしてないようだが地主であり相当不安な喜安名村長―村の大きなショックを受けている嘉手納村では、九一%が軍用地であり

△宜野湾村は全面積の五十%が軍使用地で約二千年に及んでいる。同村役所に知念村長を訪れると、同村では知念村長はこんな情報など全く相手にしないどころか、馬鹿げた話として相手にしなかつた。

知念村長談―不安がる地を売るなど誰れも考えていない。全く馬鹿げた話しだ。沖縄の土地を買上げるなど不可能だ（若しこの情報が事実であつたら、そんな大変だろう。馬鹿げた話として相手にしないことが実現すれば、その反動はそれだけに大変なことになる。土地を売るなど誰れも考えていない筈だ。

馬鹿げた話で

相手にならぬ 宜野湾村長談

政治家の手腕

頼るはただそれだけ

越來村センター会の温情で解決をみるものと思つている。

嘉比区一班薬店比嘉亀氏（六二）談

研究の結果では米軍に対し協力しないと何ともいえないが、祖先傳来の土地を簡単に手放すことは出來ない。破産で犠牲になつたとは云えこういう負担はそれだけの交渉をしてくれる政治家の手腕に全住民が不個的に負うべきもので地主の我々のみが負うべきではなく立法院、土地委の方々が善処してくれると思う。われわれの頼みは地主の氣持をくんで軍当局に容れられるまでは政府や土地委員

土地を貸し、自らは人の土地を借りるという次第村談会にもかけ態度を決定したい。地主の本意は適正な地代で貸すことであつて売るなど考えていない。現金が入ると一時はどうかなるがあとが困る。八重山へ移住させるなどは如何である。

住民の八〇%が地主になつている。あの報道で住民は不安がつているが、詳細が解らないのでどうとは云えないが、買上げとなると恐らく金地主が反対するだろう（同氏も嘉手納塗港内に所有地がある）きのうも村会があつたが、詳細が判らないので話題にしなかつた。しかし詳細が判り

沖縄新聞掲載

昭和二十九年三月二十日

沖縄の土地四萬五千エーカー買上げ

三千五百名を八重山移民に送出

きのう民間情報教育部、極東軍司令部では、ロ
では、三月十五日の国
際ニュース通信社の報
道を次の様に発表した。現
在の軍事基地を買い上
げる事を示唆した。
△米軍当局は、本年四
万五千エーカー（約二
万町歩）にのぼる沖縄
の土地を購入し三千五
百名の沖縄住民を八重
山に移住させる資金を
要請、土地所有者に支
払いを勧告し、
挑う土地使用料は地代
パート、ステイプ
ンス陸軍長官が現在米
軍施設として占有して
いる二十万坪の土地を
買上げる資金獲得のの
ため、特別支出を議会
に要請する様勧告した
これはオグデン副長官
が、先にワシントンを
訪問、土地所有者に支
国の援助で道路、学校
が建設されるなり三千
の六%である旨報告し
た。更にこれが他の地
域で新生活をする資金
として、あまりにも
少額であり、住民の不
満をなくするため土地
の早期買上げが必要で
あると提案したのであ
る。オグデン副長官は、金
額に移住するであろ
う。土地補償や、土地
を失った土所有者の
移住は、沖縄に於ける
最も重要な行政問題で
あると陸軍省当局に報
告した。

日米間の大きな問題

買上げなど信じられない

党談
民主
長儀
事興
幹

きのう民間情報教育部、極東軍司令部では、ロ
では、三月十五日の国際ニュース通信社の報道を次の様に発表した。現在の軍事基地を買い上げる事を示唆した。
△米軍当局は、本年四万五千エーカー（約二万町歩）にのぼる沖縄の土地を購入し三千五百名の沖縄住民を八重山に移住させる資金を要請する様勧告した。これはオグデン副長官が、先にワシントンを訪問、土地所有者に支払いを勧告し、国の援助で道路、学校挑う土地使用料は地代パート、ステイプンス陸軍長官が建設されるなり三千の六%である旨報告した。更にこれが他の地域で新生活をする資金として、あまりにも少額であり、住民の不満をなくするため土地の早期買上げが必要であると提案したのである。オグデン副長官は、金額に移住するであろう。土地補償や、土地を失った土地所有者の移住は、沖縄に於ける最も重要な行政問題であると陸軍省当局に報告した。

全住民が反對しよう

買上げなど不可能なことだ

大談
社長
良員
平委

借りることではないだろうか買い上げるということは信じられないそういうことはないはずだ。沖縄は日本に領土権があるとだし、事実とすれば日米間の問題となる大きな問題であり、よく検討しなければならない。
幾多の問題を惹起する重大なことであるので詳細な発表をまってでないと何んともいえない。なお四万エーカの買収と、そこに住む三千五百名の八重山移民はかなり具体的な話じであるが比嘉主席から語った。
この問題について何か話し合いはなかったかとの質問に対しなかったと答え、軍の土地買収は信じられないと全く予期もしない話だ。
土地問題の基本的問題も解決しない上に、買上げるなど全く不可能な話であり、これは強派の問題でなく全住民の反対をかうであろう。第一買上げた土地の人々が満足して八重山へ移住するか疑問だ。
各政党でもこれについては大きな関心をもって重劍に検討するであろう。詳細が判らないのでこれ以上話すわけにはいかないが。詳細な発表をまって吾が党では具体的な対策を検討するであろう。

昭和二十九年三月十八日
沖縄朝日新聞掲載

(54)

三者の算定に大きな開き

DE、地方連合会、地主の比較

地料（軍用地）

町村別軍用土地の平均地価は三千六円五十八銭の地価総額は百六十五億二千六百円となつている以上は三者の査定による軍用地賃借料の査定額は、地主の要求額、土地委員会の決定額、DEによる算出額の三つに次に各者から提出された地代の坪当り平均賃料は十一円七十三銭八厘、地主の要求額をあげると、年間の坪当り平均賃料は十九円十四銭、土地委員会の決定額は、一、次に各者から提出された地代の坪当り平均賃料は十九円十四銭、土地委員会の調査した町村別の地主要求額、土地委員会の決定賃料の三つに次の様な開きがあるが、軍用地の総面積は百九十五万六千四百四十五坪（約三千六百ヘクタール）に対する軍用地使用料はDEによる年間賃料は地主要求額の約六分の一、土地委員会の決定したものは地主要求額の二、六分の一となつている。連合会の調査した数字をあげると、米側DEの示した年間賃貸料は、総額一億二千四百万円で、これを坪当りに換算すると年額三円十九銭五厘が平均賃料でこれは地価の六%といわれているのである。

四万二千四百五十二円、地主の要求額は、三万二千四百九十三円、DEによる年間賃料は、地主要求額の約六分の一、地代の坪当り平均賃料は十一円七十三銭八厘、地主の要求額をあげると、年間の坪当り平均賃料は十九円十四銭、土地委員会の決定額は、一、次に各者から提出された

1955年8月8日
沖縄タイムス朝刊

アジア局第五課

沖縄の福祉には努力

米政府から日本弁護士連へ回答

【東京支局】沖縄における土地問題や人権問題をその報告書にまとめた日本弁護士連合会で、去る三日報告書を米国大統領、国務省、国防省などへ送り善処方を要望したが、これに対し国務省からおよびに陸軍省からの返事がこの程とどけられて来た。国務省からのは国務次官補、ウオルター・B・ロバートソンの署名で大統領ならびに国務官あてに送った報告書の返事として駐日米大使館を通じ届けられ、陸軍省からのは、陸軍次官補、ジョージ・H・ロチリンクの署名で国防長官あてに対する返事として用ひられて来たものである。二つは言葉のあやがちがうだけで殆んど同じものであり、その内容は次のようなものである。（本社訳）

▽……△

六月十日付貴国に同封された大統領ならびに国務長官あて（もう一つは国防長官あて）の「沖縄住民の人権問題に関する調査報告書」は受領しました。あなた方の報告書にもありますが、ご存じの通り米国は平和条約第三条に従って琉球諸島を管理する責任を負っているのであります。極東に緊張と緊張状態の存在する限り、そしてまた自由諸国の協同の努力のために米国は現在の支配力と抑制を持続しつつ行くつもりです。われわれは琉球住民の福祉と安寧を増進する努力を続けることを願しています。われわれは琉球住民の最大の関心事を助成していくことは米国の引続き負うべき責任であります。このことに関する貴方の団体の所見を感謝します。

沖縄問題対処委 恒久的機関に

社会党弁護士連合会人権擁護委員会の中にあった沖縄人権問題調査特別委員会は、前回報告書を作成したのち二度解散したが、同連合会では問題の重要性にかんがみ、今度は特別委員会としてではなく、恒久的な常設機関として沖縄人権問題対処委員会を設置（委員十一名）引続き調査を行っており、同委員の一人石田虎雄氏、沖縄人権問題に関する西表案という個人としての所見をパンフレットにして世論に訴えている。

また、特にわれわれは米国の出先機関による土地収用問題に強い関心をもっています。琉球からの復帰が最重大ポイントとなる不除軍事委員会へ土地問題についての彼等の見解を表明しました。委員会はこの問題に非常に関心を持ち、分科委員が調査し問題を解決するために、沖縄へ行くことを委嘱しました。以上のべましたように琉球住民の最大の関心事を助成していくことは米国の引続き負うべき責任であります。このことに関するまず、特にわれわれは米国の出先機関による土地収用問題に強い関心をもっています。琉球からの復帰が最重大ポイントとなる不除軍事委員会へ土地問題についての彼等の見解を表明しました。委員会はこの問題に非常に関心を持ち、分科委員が調査し問題を解決するために、沖縄へ行くことを委嘱しました。以上のべましたように琉球住民の最大の関心事を助成していくことは米国の引続き負うべき責任であります。このことに関する